

社会科 3.近代国家への歩み

1 新しい時代の幕あけ

2 / 7 【江戸幕府がたおれる】・・・「**渋染一揆**」

江戸後期の差別法令に対して、岡山では被差別民が団結して一揆を起し撤回を勝ち取ったが、その闘いは近代につながる人間の尊厳を求めた自己主張の闘いであった。

(1) 主題

- 「渋染一揆」の歴史的背景をつかむ。
- 「嘆願書」に込められた思いを感じると同時に、日頃から自分たちの暮らしを高め、百姓と同等の権利を求め努力してきた生き方こそ、差別との闘いであったことを理解する。
- 差別の強化に対して、差別されていた人々は力を合わせて立ち上がり、差別的政策を撤回させたことに気づく。

(2) 「渋染一揆」から何を学ぶのか

- ①百姓としての誇り（＝人間としての誇り）
 - ・土地を所持し、耕作している。荒れ地の開墾。農民が捨てた「散田手余地」も耕作。
 - ・農民同様、あるいはそれ以上の労働に励んでいる自分たちが農民以上に虐げられ、辱められることはない。
- ②被差別身分の人たちのかしこさ、したたかさ（＝学問の重要性）
 - ・嘆願書の内容・・・自らの存在が藩政を維持していることの自負。
 - ・藩の内情を冷静に分析し、伊木に嘆願している。
 - ・一揆の全容を記した『きんぷくしょうたんなんぞき禁服訟歎難訴記』『せつしやちようほうき屑者重宝記』嘆願書に見られる教養の高さ。
 - ・神下村、笹岡村には「手習い所（学校）」があった。
- ③自治力、組織力（＝連帯の重要性）
 - ・惣寄合による民主的な意思形成
 - ・廻文の伝達ルート of 確立
 - ・かわた身分以外の人々とのつながり
- ④人間を武器にした、人間を取り戻す行動（＝行動の重要性）
 - ・武器を持たない
 - ・自分たちは、間違ったことはしていない。人間として当然のことをしている。だから、武器を持つ必要はない。武器はなくても「勝てる」。

(3) 準備

- ほのおⅢ「渋染一揆」 ○渋染関係地図 ○儉約令 ○別段御触書 ○嘆願書 ○その他

(4) 展開

主な学習活動・教師の発問など	○指導上の留意点・予想される児童の反応
1. 「渋染一揆」の時代背景を確認する。	○時代背景 <ul style="list-style-type: none">・江戸時代の終わりごろ・黒船騒ぎ・ききん・江戸の地震による藩邸の損壊・岡山藩財政の行き詰まり

○部落民衆の生活

◇「御用」

・人々の安全を守る仕事（農村の水番や山番、街道の警備など）

◇「農業」

・農民がすてた「散田」などを借りたり、買い取ったりして耕している人もいた。

・年貢もきちんと納めている。

（百姓・町人に対して）

一. 男女とも衣類はもめんにしなさい。また、めだつような染色はしてはいけない。

一. かみのうえなどにくしやかんざしなどめだつ物をしてはいけない。

一. 雨の時には、みの・笠を使いなさい。手がきは使ってもよいが、えは竹で、白

（被差別身分の人々に対して）

一. 着るものは無地の渋染（柿色）か藍染（青色）に限る。また、紋のついたきものは着てはいけない。新しく作る時も渋染・藍染以外はいけない。

一. 雨の時には、村内ではげたをはくことを許すが、知り合いの百姓に出会った時は、げたをぬいであいさつをすること。また、他の村へ出かける時ははだしとすること。

一. 年貢をきちんと納めている家の女子に限って、そまつな雨がきをさすことを許す。

2. 「儉約令」「別段御触書」を調べ、「差別された人々」はどう感じたのか、話し合う。

○まじめに年貢も納めているのにどうして、そんなお触れを出すのだろう。

○イヤだったと思うよ。

○

めあて 渋染一揆について知り、差別とたたかった人たちの思いを考えよう。

3. ほのおⅢ「渋染一揆」の一を読む。

○この「一」の場面では、差別された人々が命がけでお上に反対するかどうかが考えている場面で終わる。

○地図で確認しながら読んでいく。

<p>4. 差別された人々の立場になって、お上の出した「別段御触書」に対抗する方法を考えよう。</p>	<p>○百姓一揆をしたんじゃないかな？</p> <p>○手紙を書いたんじゃないかな？</p> <p>○お上に対して、別段御触書の取り消しを「お願い」するためには、どんな手紙を書いたらいいのか、考えさせる。</p>
---	--

一. このたびの儉約令で、私たちに別のお触れが出され、私たちはみんな大変困っております。

一. 差別されている身分とはいえ、私たちは田を大切に守り、年貢も遅れることなく納めるように確認しています。それなのに服そうなどで百姓とわけへだてをされましては、みんながっかりして農業をやる気もなくしています。

一. 14年前の1842年にも、私たちの服そうを紋なしで、渋染か藍染にするようお触れが出されましたが、私どもは生活が苦しいため10人のうち7、8人はもめんの古着ですましており、新たに作ることはできませんとお願いしましたところ、お触れを取り下げてくださいました。

一. 私たちの中には、たしかに役人村として盗ぞくや強盗のたいほにあたる村があり、忠勤を尽くす身分として、百姓一同からも承知されています。また、村役人以外のものも命がけで仕事にあたっています。それなのにすぐわかる服そうをしていたのでは、盗ぞくのほうに先に私たちを見つけてしまいとらえることもできなくなります。

一. 私たちは14年前の儉約令以後、とりわけ農業にはげみ、年貢を多く納めることを手がらと考えるようになりました。自分たちが持っている田畑の年貢はもちろん、百姓がすてってしまった田畑も引き受けて耕し、その年貢も納めてきました。凶作の時には、日やといやぞうり、わらじ作りなどを昼も夜もやって年貢を納めました。そうしなければ荒地がますます増えて、お殿様がお困りになるからです。

一. 紋のついた着物は決して着てはならないということですが、これは新しく作ったものではなく、多くは古着を買い求めているために紋がついているのです。安い物を買って着物一枚でも年貢に当てているのです。

なぜ、このようなご命令を出されたのでしょうか。本当になげかわしいこととございます。どうかこれらの事をお考えいただき、今までどおりにお許ししてください。

1856年1月28日

<p>5. 「強訴」に至るまでの経過を知る。</p> <p>6. 「四」を読む。</p> <p>7. 「五」を読む。</p>	<p>○「強訴」に至るまでの経過を簡単に説明する。</p> <p>○差別された人々が立ち上がる部分を読む。</p> <p>○</p> <p>○嘆願書は、受け取らせたが、厳しい取り調べがあり、死者</p>
--	---

まとめ 差別された人々は、高い人権意識と団結の力で差別に立ち向かい、
 平和的な解決をめざして渋染一揆をたたかった。